

新潟県地域年金事業運営調整会議設置要綱改正内容

新潟県地域年金事業運営調整会議設置要綱の一部を次のように改正し、令和6年2月26日から施行する。

改正後	現 行
(別添) 新潟県代表事務所長は、関係機関（団体） に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と 認められる者を選定のうえ委嘱する。 (10) <u>新潟県年金協会連合会</u>が推薦する者	(別添) 新潟県代表事務所長は、関係機関（団体） に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と 認められる者を選定のうえ委嘱する。 (10) <u>新潟県年金受給者協会連合会</u>が推薦 する者

（傍線部分は改正部分）